

# 社会福祉士養成における相談援助実習の実態と課題(1)

—旧相談援助実習ガイドラインからみた実習内容の課題—

松岡佐智\*・田中将太\*\*・袖井智子\*\*\*

**要旨** 平成20年に実習教育の標準化を目的に作成された相談援助実習ガイドラインは、厚生労働省が示した相談援助実習の目標と内容に準拠しつつ、実習において具体的に獲得・到達すべき水準を示したものである。そこで、本論文では、新旧の相談援助実習ガイドラインに沿って、実際に学生が「相談援助実習」の中で行っている取り組み内容を照合し、新カリキュラム導入後の相談援助実習の実態把握及びその課題を明らかにすることを目的とした。

結果、旧実習ガイドラインに示されている「職場実習」「職種実習」は、実習内容として取り組み、実習生自身も理解を深めているが、本来相談援助実習の中心となるべき「ソーシャルワーク実習」の実施において困難な点が多く、実習生の理解・説明力についての自己評価が低いということが明らかになった。今後の課題としては、養成校と実習施設・機関が信頼関係をもって実習体制を構築し、実習プログラムを検討していく必要性が考えられた。

**キーワード** 相談援助実習、相談援助実習ガイドライン、ソーシャルワーク実習、実習プログラム

はじめに

## 1 研究背景と目的

昭和62年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」が、施行から約20年ぶりの平成19年に改正され、それに伴い社会福祉士養成カリキュラムも大幅に見直された。今回、この法律が改正に至った経緯としては、近年の介護・福

祉ニーズの多様化・高度化に対応するために社会福祉を取り巻く状況が大きく変わってきていることや、福祉サービスの提供の在り方が、措置から契約に制度が改正され、利用者本位の福祉サービスが求められることとなり、サービスの利用支援、成年後見、権利擁護等の新しい相談援助の業務が拡大してきたこと等がある。

このような社会状況の中、社会福祉士には高

\*福岡県立大学 人間社会学部 社会福祉学科 助教

\*\*特定非営利活動法人 地域たすけあいの会 事務局長

\*\*\*東北福祉大学 総合福祉学部 社会福祉学科 助教

い実践能力を有することが求められてきており、今回の社会福祉士養成カリキュラムの改正では、社会福祉士養成教育の大目標として、ソーシャルワーク実践力を有する社会福祉士の養成（卒業時到達点）が設定された。さらに、平成18年12月に社会保障審議会福祉部会から出された「介護福祉士制度及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」において、社会福祉士の養成における課題として「実習教育について、本来社会福祉士として求められる技能を習得することが可能となるような実習内容になっていないのではないか<sup>1</sup>」と指摘されていることを踏まえ、社会福祉士養成教育の標準化、とりわけ実習教育の標準化に向け、社会福祉士養成にかかる社会福祉援助技術関連科目の教育内容及び教員研修プログラムの構築に関する事業（独立行政法人福祉医療機構助成事業 平成19年）において旧相談援助実習ガイドラインが作成された。この実習ガイドラインは、厚生労働省が示した相談援助実習の目標と内容に準拠しつつ、実習において具体的に獲得・到達すべき水準を示すことにより、相談援助実習の標準化を図るとともに達成度評価の尺度を、実習生を主体として示されている。

以上のように、旧相談援助実習ガイドラインは、学生が実習中に体得すべき内容を示したものであるが、180時間という実習時間の中ですべてを達成することは難しいと考える。それは、実習施設の事業内容によって実習プログラムに制約が出てくる場合や学生の資質の問題、実習施設及び実習指導者の考え方や方針によっても実習内容に制約が出てくると推測されるからである。

先行研究においても、原田ら（2010）<sup>2</sup>は、平成20年度に実施された社会福祉士養成校協

会実施調査から今の実習における課題をあらわす特徴的なものとして、①養成校教員からの施設や機関の実習指導者への積極的・継続的なかわりが必要、②実習の全体を管理する実習指導者は、社会福祉士であるべき、③実習指導者による実習基本プログラムの作成が不可欠、④児童分野での社会福祉士実習の遅れ（保育メインになってしまう）、⑤個人情報の問題から、利用者の情報を実習生にみせないことが目立ち本来の実習が行えていないこと、の5つを挙げている。また同様に、平成21年の「介護保険分野における社会福祉士養成実習のモデル構築に関する研究報告書」<sup>3</sup>によれば、平成20年に実習生等を対象とした現場実習における実習内容調査においても、3割の実習先で実習プログラム作成されていなかったり、実習内容の「ソーシャルワーク」が占める割合が「5割以下」が6割を超えていたり、新カリキュラムが求める実習内容を行えていない状況が窺える。

そこで、本研究では、新旧の相談援助実習ガイドラインに沿って実際に学生が「相談援助実習」の中で行っている取り組み内容を照合し、新カリキュラム導入後の相談援助実習の実態把握及びその課題を明らかにすることを目的とする。

## 2 研究方法とプロセス

研究方法としては、文献研究と調査研究を行った。初めに先行研究等から、相談援助実習が導入された目的とその概要について整理を行った。

次に、日本社会福祉士養成校協会が平成20年に作成した相談援助実習ガイドラインを「旧相談援助実習ガイドライン」とし、第2次案として提案され、平成25年に新たに作成された相談

援助実習ガイドラインを「新相談援助実習ガイドライン」とした。その新旧実習ガイドラインの内容の比較検討を行い、今後の相談援助実習の課題についての検討を行った。

さらに、「相談援助実習」を終えた直後の学生の実習での取り組み内容の把握と実習ガイドラインと実際の実習内容等との乖離部分の把握を、調査研究を通じて試みた。なお、調査票の質問項目の作成は、旧相談援助実習ガイドライン（平成20年：日本社会福祉士養成校協会作成）を用いている（表現等は一部修正有）。調査対象は、福岡県立大学人間社会学部社会福祉学科3年生の相談援助実習を終えた学生である。福岡県立大学では、新カリキュラムでの相談援助実習を2学年終了しており、今回の研究では、その2年間のデータを研究対象とした。

## I 相談援助実習の目的と概要

### 1 相談援助実習の導入背景と目的

今回、社会福祉士の養成カリキュラムが新しくなったことに伴い、実習の名称も「社会福祉援助技術現場実習」から「相談援助実習」に変更された。その理由として、厚生労働省は、「社会福祉士の業務は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第1項において、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害あること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整を行うこと」と定義されており、あくまで国が示す教育カリキュラム上は、この法律上の定義との整合性を図る観点から、「相談援助

という用語で統一している」と見解を示している<sup>4</sup>。つまり、新カリキュラムでの実習は、これまで旧カリキュラムでの実習の課題としてたびたび指摘されてきた、実習が単なるケアワークの補助や施設見学に止まるのではなく、あくまでも本来社会福祉士として求められる技能を習得することが可能なソーシャルワーク実習を行うことを目的としている。

これは、旧カリキュラムである「社会福祉援助技術現場実習」の目標と、新カリキュラムにおける「相談援助実習」のねらいに示されていることを比較してもわかる。昭和63年に出された厚生省社会局長による「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」の通知によると、「社会福祉援助技術現場実習」の科目（旧カリキュラム科目）の目標として次の5点を掲げている<sup>5</sup>。①現場体験を通して社会福祉専門職（社会福祉士）として仕事をするうえで必要な「専門知識」「専門援助技術」及び「関連知識」の内容の理解を深める、②「専門知識」「専門援助技術」及び「関連知識」を実際に活用し、介護を必要とする老人や障害者等に対する“相談援助業務”に必要な資質・能力・技術を習得する、③職業倫理を身につけ、福祉専門職としての自覚にもとづいた行動ができるようにする、④具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する、⑤関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を理解する。

以上の5点の目標をみると、旧カリキュラムの社会福祉援助技術現場実習では、実際に実習施設で行われている援助内容を見学及び体験する、いわば「福祉現場の実情を知る」というこ

とが中心であり、「具体的に社会福祉士が行うソーシャルワークとはどのように展開されていくのか」ということまで求められていなかった。これでは、社会福祉士として求められる技能を習得することが難しく、新カリキュラムにおける相談援助実習のねらいとして、①相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する、②社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する、③関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する、の3点が新たに示された。新カリキュラムでは、冒頭でも述べたように、卒業時の到達点が、ソーシャルワーク実践力を有する社会福祉士の養成が養成教育の大目標として掲げられている。したがって、相談援助実習では、卒業時にいかに実践力をもった社会福祉士になれるかが目標とされており、単に現状を知る・理解することに止まらず、社会福祉士として「どのような仮説や方法をもって、このように関わったから、このようになるのだ」という因果関係を伴った実践<sup>6</sup>を理解・経験することが目的とされている。

## 2 相談援助実習と相談援助実習指導の概要

### (1) 相談援助実習の概要

相談援助実習は、厚生労働省の定める実習施設・機関において、180時間の実習を行うこととなっている。ただし、実習時間180時間のうち、120時間以上は同一施設にて実施することが定められており、養成校の教育方針により、「1ヶ所で180時間の実習を行う」、あるいは「1ヶ所は120時間、もう1ヶ所は80時間の実習を行う」2パターンの方法のどちらかで実施されている。

相談援助実習のねらいについては、前述した通りであるが、教育に含まれるべき事項としては、次の8点が掲げられている<sup>7</sup>。ア)利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成、イ)利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成、ウ)利用者やその関係者(家族・親族・友人等)との援助関係の形成、エ)利用者やその関係者(家族・親族・友人等)への権利擁護及び支援(エンパワメントを含む。)とその評価、オ)多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際、カ)社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解、キ)施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実際、ク)当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワークキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解、についてである。これらを踏まえ、実習施設の実習指導者が中心に実習プログラムを作成している。

さらに、相談援助実習では、実習の中核をソーシャルワーク実習としながらも、その前提として、ソーシャルワークが発揮される職場・組織、職種業務についても学んでおく必要があることから、実習期間を「職場実習」、「職種実習」、「ソーシャルワーク実習」の3段階で展開することが推進されている<sup>8</sup>。「職場実習」とは、社会福祉士が所属する施設・機関の概況や地域の状況、他職種の職務内容等について学び、「職種実習」では、社会福祉士が職場においてどのような役割をもち、どのようなタイムスケ

ジュールで1日の仕事を行っているか等について理解をする。そして、「ソーシャルワーク実習」では、ニーズ把握からアセスメント、個別援助計画の作成、他職種・他機関との連携、モニタリング、評価等、社会福祉士が利用者の抱える課題を解決するためにどのようにソーシャルワークを展開しているかについて学び、体験することを目的としている。

## (2) 相談援助実習指導の概要

相談援助実習指導は、養成校で行われる90時間の授業であり、実習の前に実施される実習事前指導と実習中の実習巡回訪問指導、そして実習後の実習事後指導の3つに大きく分けることができる。

相談援助実習指導のねらい<sup>9</sup>としては、①相談援助実習の意義について理解する、②相談援助実習に係る個別指導並びに集団指導を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実際に理解し実践的な技術等を体得する、③社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する、④具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する、の4点が掲げられている。さらに、教育に含まれるべき事項としては、ア)相談援助実習と相談援助実習指導における個別指導及び集団指導の意義、イ)実際に実習を行う実習分野(利用者理解含む。)と施設・事業者・機関・団体・地域社会等に関する基本的な理解、ウ)実習先で行われる介護や保育等の関連業務に関する基本的な理解、エ)現場体験学習及び見学実習(実際の介護サービスの理解や各種サービスの利用体験等を含む。)、カ)実習における個人のプライバシー

の保護と守秘義務等の理解(個人情報保護法の理解を含む。)、キ)「実習記録ノート」への記録内容及び記録方法に関する理解、ク)実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成、ケ)巡回指導、コ)実習記録や実習体験を踏まえた課題の整理と実習総括レポートの作成、サ)実習の評価全体総括会、の11点が示されている。これらの項目のうち、実習事前指導では、ア)～ク)を行い、実習巡回訪問指導ではケ)、実習事後指導ではコ)及びサ)を行う。やはり、実習をより充実したものにするためには事前学習が重要になってくるため、授業時間90時間のうち、実習事前指導において費やす時間が多くなっている。

## (3) 相談援助実習と相談援助実習指導の関係

相談援助実習と相談援助実習指導には、大きく2点の違いが挙げられる。まず1点目は、学ぶ場である。相談援助実習は、実習生個々人が配属される実習施設・機関が学ぶ場となるが、相談援助実習指導は、養成校が学ぶ場の中心となる。相談援助実習指導の教育に含まれるべき事項の中には、「現場体験学習及び見学実習」や「巡回指導」が提示されているため、すべてを養成校で行うことは不可能であるが、実習生が所属する養成校を中心に実施されている。次に2点目としては、中心的な指導者である。相談援助実習の場合は、実習先の実習指導者が指導者の中心となるが、相談援助実習指導の場合は、養成校の実習担当教員が指導者の中心となる。ただし、どちらの場合も一方の指導者にすべてを任せておけば、実習は有効なものにはならない。相談援助実習指導においては、実習生、実習担当教員、実習先の実習指導者との三者協議を踏まえた実習計画の作成を行い、相談援助

実習中は、教員は、側面的支援者として実習先を巡回し、実習生や実習指導者と連携を行っている<sup>10</sup>。

しかし、相談援助実習の効果を最大限発揮するためには、相談援助実習指導の授業内容が極めて重要になる。相談援助実習指導において、いかに適切な事前学習をし、実習中のスーパービジョンを受け、実習後に実習の振り返りと自己評価を行うかによって、実習の成果は大きく変わってくる。したがって、両科目は常に連動しており、一方のみで成立するものではないと言える。

### 3 相談援助実習指導者講習会の概要

#### (1) 実習指導者講習会の目的と講習会における実習指導内容

実践力の高い社会福祉士の養成を確保していく観点から、実習指導体制の整備に向けて、養成校の実習担当教員と同様に実習受け入れ施設の実習指導者においても、その指導力の向上及び実習指導の標準化・実習の質の担保を目的に、平成21年度から実習指導者に対して、「社会福祉士実習指導者講習会」の修了が義務化された。この講習会は、全国の社会福祉士会を中心に、福祉系の養成校等が実施している。この講習会の受講対象者は、社会福祉士実習を行う実習施設・機関における実習指導者の要件が、「社会福祉士の資格を取得・登録後3年以上の相談援助業務の経験を有し、かつ、実習指導者を養成するために行う講習会（厚生労働大臣が別に定める基準を満たすもの）を修了した者」と規定されていることから、①社会福祉士の資格を有し、②3年以上の相談業務経験を有する者が対象となっている。

社会福祉士実習指導者講習会の内容として

は、実習指導概論（2時間）、実習マネジメント論（2時間）、実習プログラミング論（3時間）、実習スーパービジョン論（7時間）の4科目合計14時間のカリキュラムから構成されている。

実習指導概論では、①社会福祉士の意義と役割、②実習の制度上の枠組みと意義、③ソーシャルワーク実践と実習プログラム、④個人情報保護と実習での対応、⑤実習指導における専門職の役割の4つからなり、ソーシャルワーク専門職及び相談援助実習に関する知識の獲得と関連する制度の理解、実習指導内容と指導方法の概要の理解を図り、実習指導者に求められる基本的な態度の形成や具体的な実習指導能力習得のための演習への導入を行うことを狙いとしている。

次に、実習マネジメント論では、①実習マネジメントの意義と対象、②施設・機関内における実習マネジメント、③施設・機関外における実習マネジメント、④実習におけるリスクマネジメント、⑤実習マネジメントの実際の5つで構成されている。相談援助実習を円滑に行うために必要な施設内の環境調整と施設外の環境調整について説いており、施設内の環境調整では実施体制をつくるための組織内合意形成のプロセスやその要点等についてふれ、施設外の環境調整では養成校との契約や事前に確認しておくべき事項、実習生とのかかわり方についてリスクマネジメントの視点を持つことを狙いとしている。

実習プログラミング論では、①実習プログラムの考え方、②実習プログラミングの方法、③実習の展開方法、④実習プログラム構築の具体例の4つで構成されている。福祉現場の実習指導者が相談援助実習を受け入れ指導する場合、

ソーシャルワークの価値・知識・技術を伝えるために具体的にどのようなプログラムをつくり、どのような体験を提供すればよいか、それぞれの現場実践をふまえたソーシャルワークの抽出・整理・理論づけ、それらの実習体験への位置づけを含むプログラム全体の作成、必要な教材の準備、指導方法の開発、実習生・養成校との事前調整、実習指導、プログラムの評価・改訂など、相談援助実習の受け入れ前から相談援助実習終了後までつづく全体の流れを学ぶ。

実習スーパービジョン論は、講義として①「スーパービジョン」の基礎理解、②実習スーパービジョンの特質、③実習プログラムと実習スーパービジョンの展開、④実習スーパービジョンの実際の講義と⑤実習におけるスーパービジョンの展開方法の演習の5つで構成されている。「実習マネジメント論」、「実習プログラミング論」と連動させながら、日本に導入されたスーパービジョンの歴史やその意味と構造機能、実習スーパービジョンの実際について学んでいくとしている。

なお、社団法人日本社会福祉士会では、この講習会を受託するに当たり委員会を設置し、全国共通のテキストの開発や実習指導者講習会の修了生を対象に都道府県社会福祉士会でフォローアップ研修を企画している。

## (2) 講習会にみる想定課題

このように法律改正によって、社会福祉士実習指導者講習会が義務化され、これまで養成校や実習先の裁量の中で実施されていた社会福祉士養成課程における相談援助実習について、実習指導者に必要な知識・技能・役割の標準化に向けた体制の整備が図られることとなった。

しかし、実習指導者講習会の受講は、基本的

に実習指導者及び実習施設・機関の意志に任されている。このため養成校は、講習会を受講している実習指導者が存在する施設・機関の中から実習施設を選定するしかなく、種別による偏りや地域的な偏りも受け入れざるを得ない状況となってきた。今後、より充実した相談援助実習体制を整備していくことが求められる中で、実習施設・機関の確保を行っていくためには、各職能団体と養成校等が連携をして、新カリキュラムの趣旨と実習教育の意義を理解してもらえるように働きかけや仕組みづくりを行っていくことが必要ではないかと考えられる。

## II 相談援助実習ガイドラインの概要

### 1 旧相談援助実習ガイドラインの概要

社団法人日本社会福祉士養成校協会が平成20年に作成した旧相談援助実習ガイドラインは、厚生労働省が示した「相談援助実習の目標と内容」に準拠しつつ、実習において具体的に獲得・到達すべき水準を示すことにより、相談援助実習の標準化を図るとともに達成度評価の尺度を、実習生を主体として作成されている。

ガイドラインの内容は、中項目、小項目、具体的内容（ガイドラインに基づく実習プログラムの考え方）に分けられ、詳細に示されている<sup>11</sup>。

まず、中項目とは、相談援助実習の内容に対応した、実習生が経験する項目である。目標を達成するために経験する項目を、たとえば「読む」「質問する」「観察する」「調べる」「見学する」「学ぶ」「行う」等で表現されている。

次に、小項目とは、獲得・到達すべき水準を具体的に示した項目である。これらの項目では、「他者に説明できる」「文書化できる」「実践できる」「課題を検討できる」といった知識

やスキルを獲得したかどうかを到達点としている。

さらに、具体的内容とは、中項目を経験し小項目を達成するために、実習施設・機関における実習体験の具体的内容が明示されており、実習指導者が提供する実習内容とも言える。この具体的内容は、実習目標を達成するための最低限必須の内容と考えられ、すべての養成校・実習先において盛り込まれるミニマムスタンダードともいうべきものである。この具体的内容をもとに、実習施設・機関においては実習プログラムを作成することが推進されている。

## 2 旧実習ガイドラインにみる想定課題

旧相談援助実習ガイドラインの課題として、実際の相談援助実習では、様々な種別に配属されるため、旧ガイドラインで定められた内容では、多岐にわたる種別での実習に対応できかねないことが想定できる。特に、常に支援の対象となる利用者が目の前にいる入所系の実習施設と、利用者が限定されていない地域系の実習施設では行うことができる実習の内容が大きく変わってくる。例えば、入所系施設であれば、利用者のニーズ把握やアセスメント等は比較的取り組みやすいが、社会福祉協議会のような実習施設では、地域住民のニーズやアセスメントを行うことは、限られた実習期間の中で、時間的な制約もあり、取り組むことが困難ではないかと推測される。

また、川上（2011）<sup>12</sup>は、「実習生の実習内容の前提となる実習指導者の業務内容は、レジデンシャル・ソーシャルワークの入所型生活施設においては、ソーシャルとケアワークが混在しており、ケアワークはソーシャルワークの関連業務としながら、ケアワーク中心の業務になっ

ている事も多い。特に、入・退所が少ない生活支援施設においては、ソーシャルワークとケアワークを明確に区分することは困難であり、業務の混在の傾向が強い。特に、ケアワークの職種が配置されていない障害者関係施設では著しい」としている。このように、福祉現場の実態と旧実習ガイドラインに示されているようなソーシャルワーク実習にズレが考えられる中で、いかに実習指導者と養成校が連携をし、実習プログラムを作成するかが課題であると考えられる。

## 3 新旧ガイドラインの比較

平成25年に、社団法人日本社会福祉士養成校協会により、新たな「相談援助実習ガイドライン」が示された。新実習ガイドラインでは、旧実習ガイドライン同様、厚生労働省が示している相談援助実習の目標と内容に沿って作成されているが、ガイドラインの項目が中項目、小項目、実習段階、想定される実習内容に変更されている。また、旧実習ガイドラインでは、複数の中項目・小項目に対して、具体的内容が示されていたが、新実習ガイドラインでは、各中項目・小項目ごとに、実習段階と想定される実習内容が示されているため、それぞれの到達目標を達成するためには、どの実習段階でどのような実習を行うのが明確になっている。

ここで、平成20年に作成された旧相談援助実習ガイドラインと平成25年に新たに作成された新相談援助実習ガイドラインの内容の比較をしたものが表1である。旧実習ガイドラインと新実習ガイドラインにおける小項目を比較分析すると、全体として新実習ガイドラインは、旧実習ガイドラインの内容を具体的に明記していると言える。

例えば、「利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的コミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成、利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成、利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成」という内容については、旧実習ガイドラインでは、「関わることができる」という抽象的な表現であったのに対して、新実習ガイドラインでは、「対象に合わせたコミュニケーション技術を理解し、相手に合わせた対応や会話の継続などができる」など、より具体的な達成課題が明記されている。上記に加え、「社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解」については、旧実習ガイドラインでは、「実習施設・機関における権利擁護や苦情解決、倫理的ディレンマ、文書の種類・用途」など、詳細に「説明できること」が求められていたが、新実習ガイドラインでは、小項目の内容が簡素化され、「実習指導者の業務内容の中から」や「実習中に体験したこと」を通して「説明・言語化できる」ことが求められている。

以上のように、新実習ガイドラインでは、どのような方法・手段を通して、何を理解しなければならないかが具体的に示されている一方で、旧実習ガイドラインにおいて達成が難しいと想定される内容については、整理され、180時間という限られた時間の中において、より実現可能な内容に改められていると言える。さらに、旧実習ガイドラインと比較すると、実習先の種別に関わらず、様々な実習先で適応できるよう変更している点も特徴であると言えよう。

表1 社養協相談援助実習ガイドライン新旧比較一覧

厚労省「相談援助実習の目標と内容」		社養協相談援助実習ガイドライン新旧比較	
ねらい	内容	旧	新
①相談援助実習を通して、相談援助に係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。  ②社会福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握、総合的に対応できる能力を習得する。  ③関連分野の専門職との連携のあり方及びその具体的な内容を理解している。	ア 利用者やその関係者、施設・事業者・機関・団体等の職員、地域住民やボランティア等との基本的コミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成  イ 利用者理解とその需要の把握及び支援計画の作成	①利用者と関わることができる ②グループメンバーと関わることができる ③地域住民と関わることができる	①出会いの場面において関係形成のための適切な対応ができる ②相手の状況に合わせて会話を継続できる ③相手に合わせた言語コミュニケーションの技術を理解し、活用することができる ④相手に合わせた非言語コミュニケーションの技術を理解し、活用することができる  ①自分が関わりやすい人だけではなく、不特定の人に関わることができる
		①入退所の動向、利用動向等の年間統計について把握し説明できる ②対象を客観的に把握することができる ③担当する利用者（特定ケース）のニーズを説明できる ④担当する利用者（特定ケース）の課題を設定できる	①面接や日常生活の観察を通じて利用者を理解できる ②利用者理解の方法を職員の対応や記録から学び、特徴を説明できる  ①実習機関・施設の数年分の入退所の動向や利用状況を確認し、特徴や傾向等について考察できる ② ①を踏まえて考察したことや分析したことを説明できる
		①実習場面におけるインタークができる ②アセスメントのポイント、手順、ツールについて説明できる ③実習場面におけるプランニングができる ④実習場面におけるモニタリングができる ⑤計画評価ができる	①実習機関・施設で用いているアセスメント・ツールの枠組みに沿って利用者を客観的に把握し、利用者の全体像を説明できる ②担当する利用者（特定ケース）の問題を把握し説明できる ③担当する利用者（特定ケース）のニーズを確定し、根拠または理由を示して説明できる  ①プランニングの重要なポイント、手順が説明できる ②利用者のアセスメントに基づいてプランニングができる ③担当する利用者(特定ケース)の支援目標を根拠を示して設定できる
		①利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との援助関係の形成	①援助関係を形成するという意味を理解し、説明できる（個別性の尊重、共感的理解、自己決定、人権尊重） ②実習機関・施設における多様な面接の形態や構造を理解し説明できる ③利用者との多様な場面（遊び、作業、ケア、地域支援など）を通して援助関係形成を意識して関わることができる ④面接技法を活用し、利用者に関わることができる  ①利用者の家族が抱える問題（課題）を把握し、ニーズを確定できる ②担当する利用者（特定ケース）と家族との関係性をエコマップやジェノグラムを活用し、説明できる
エ 利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護及び支援（エンパワメントを含む）とその評価	①対象への支援プロセスを具体事例にもとづき説明できる ②実習先機関・施設における利用者権利擁護の取り組みを説明できる ③実習先機関・施設におけるエンパワメント実践を抽出して説明できる	①コミュニケーション・スキルを理解している ②利用者等と適切なアイコンタクトをとることができる ③面接場面において、傾聴・要約・解釈・明確化・促し・沈黙・繰り返し・共感等様々な面接技術を活用できる	①実習機関・施設における苦情解決の流れを説明できる ②実習機関・施設における利用者への権利擁護の取り組みを説明できる ③実習機関・施設におけるエンパワメント実践を抽出して説明できる  ①利用者への支援やサービスに対するモニタリングができる ②利用者への支援やサービスの評価ができる
		①実習先機関・施設にいる他職種とその業務内容・専門性を説明できる	①実習機関・施設で働く他の専門職の業務内容を理解する ②実習機関・施設においてチームで取り組んでいる事例を理解する  ①実習機関・施設で開催される会議の種類とその目的を説明できる
オ 多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実践	①実習先機関・施設における他職種とその業務内容・専門性を説明できる	①実習機関・施設で働く他の専門職の業務内容を理解する ②実習機関・施設においてチームで取り組んでいる事例を理解する	①実習機関・施設で開催される会議の種類とその目的を説明できる

松岡・田中・袖井：社会福祉士養成における相談援助実習の実態と課題(1)

厚労省「相談援助実習の目標と内容」		社養協相談援助実習ガイドライン新旧比較	
ねらい	内容	旧	新
オ	多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実践	①実習先機関・施設で開催される会議の目的について説明できる ②会議の運営方法について説明できる ③会議を進行できる	②会議の運営方法について説明できる
		①関連する機関・施設および専門職の役割・業務を説明できる ②ケース例をもとに連携が必要な機関・施設を理由も添えて挙げられる	①関連する機関・施設及び専門職の役割・業務を説明できる ②ケースカンファレンスにおける各機関・施設の視点及び連携の方法を説明できる
カ	社会福祉士としての職業倫理、施設・事業者・機関・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解	①実習先機関・施設における利用者権利擁護の取り組みを説明できる（再掲） ②実習先機関・施設における苦情解決の流れを説明できる	①実習指導者の業務観察の中から、社会福祉士の倫理判断に基づく行為を発見・抽出し、説明できる ②実習中に体験した倫理的ディレンマを言語化できる ③個人情報保護・秘密保持の取り組みについて説明できる
		①実習先機関・施設における社会福祉士業務の中から、社会福祉士の価値・倫理判断にもとづく行為を発見抽出して説明することができる ②実習先機関・施設における倫理的ディレンマの具体例を挙げることができる ③実習先機関における個人情報保護・秘密保持の取り組みを説明できる	①実習機関・施設の就業に関する規定などについて説明できる
		①実習先機関・施設の社会福祉士の業務内容を説明できる	
		①実習先機関・施設で用いられる文書の種類・用途が説明できる ②日誌・ケース記録等が記入できる	
キ	施設・事業者・機関・団体等の経営やサービスの管理運営の実践	①実習先機関・施設の根拠法令の内容や通知に基づく最低基準等の概要を説明できる	①実習機関・施設の意思決定過程（稟議の流れ等）、決議機関、委員会の役割等について説明できる ①実習機関・施設の法的根拠及び予算・事業計画、決算・事業報告について説明できる
		①実習先機関・施設の意思決定過程（稟議の流れ等）、決議機関、委員会の役割等について説明できる	①実習機関・施設で用いられる文書の種類・用途・管理方法について説明できる ②業務日誌・ケース記録の特性や書き方を説明できる ③実習記録ノートを適切に記入し管理することができる
		①実習先機関・施設の予算・事業計画、決算・事業計画を読んで説明できる ②実習先機関・施設の財源問題や財源確保の取り組み・工夫・経営努力を説明できる ③新規事業や現行事業に関して、共同募金や財団等への助成申請書類が作成できる	
ク	当該実習先が地域社会の中の施設・事業者・機関・団体であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワークング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解	①事前学習を踏まえ、実習先機関・施設のある地域（市町村・管轄区域・地区等）の人口動態、生活状況、文化・産業などを説明できる	①事前学習を踏まえ、実習機関・施設のある地域の人口動態、生活状況、文化・産業などを説明できる ②事前学習を踏まえ、地域と実習機関・施設の歴史的関わりについて説明できる
		①事前学習を踏まえ、実習先機関・施設のある地域（市町村・管轄区域・地区等）の福祉課題、生活問題を列挙することができる	①事前学習を踏まえ、実習機関・施設のある地域の社会資源を列挙できる ②当該地域の地域福祉計画・地域福祉活動計画の特徴をあげることができる
		①地域にどのようなインフォーマルな社会資源があるかを、その役割も含めて列挙できる ①実習先機関・施設が行う行事の意義を説明出来る ②実習先機関・施設が行う行事を企画できる ③実習先機関・施設が行うべき地域住民を意識した新たな行事を提案できる ④地域・当事者団体に向けた広報誌等を企画・取材・編集できる	①実習機関・施設の当該地域への働きかけの必要性と方法を説明できる ②当該地域アセスメントを行うことができる ③当該地域におけるネットワークングの実践を説明できる ④当該地域住民や当事者の組織化の方法を説明できる ⑤情報発信の意義と方法を理解できる ⑥実習機関・施設が行う当該地域に開かれた行事の意義を説明できる
		①実習先機関・施設のある地域への働きかけについて具体的に説明できる	

### Ⅲ 相談援助実習の実態

#### 1 調査概要

##### (1) 調査目的

本調査の目的は、「相談援助実習」を終えた直後の学生の実習での取り組み内容を把握し、今後の相談援助実習指導の充実（体制整備）するための課題を明らかにすることである。調査対象の大学（福岡県立大学人間社会学部社会福祉学科）では、「相談援助実習指導」を2～3年次にかけて実施し、学生が社会福祉施設等で取り組む「相談援助実習」を原則3年次の8～9月に毎年実施している。そこで、福岡県立大学社会福祉学科の相談援助実習履修者への調査結果を概観し、ガイドラインと実習と実際の実習内容等との乖離部分の把握を試みた。調査票の質問項目の作成にあたっては「相談援助実習ガイドライン」（平成20年：日本社会福祉士養成校協会作成）を用いているが、表現等は一部修正している。

##### (2) 調査対象

平成23年度及び平成24年度の福岡県立大学人間社会学部社会福祉学科3年生のうち、「相談援助実習指導」及び「相談援助実習」の科目履修者を調査対象とした。

##### (3) 調査時期・方法・回収率

###### ①調査日

- ・平成23年度履修生：平成23年10月4日（火）
- ・平成24年度履修生：平成24年10月4日（木）

###### ②調査企画・実施者と調査方法

- ・調査の企画と実施：本郷秀和・松岡佐智
- ・調査方法：集合調査（※調査日の欠席者のみ後日に回答依頼した）

###### ③回収率（数）

- ・平成23年度履修生：98.2%（55/56名）
- ・平成24年度履修生：100%（56/56名）

###### ④倫理的配慮

倫理的配慮として、調査票に調査目的及び資料の活用方法を明示した。具体的には、相談援助実習の実情や課題の把握等を調査目的とし、i)個人名が特定できないように処理すること、ii)授業の成績評価には影響を与えないこと、の2点を調査票に明記した。

#### 2 調査結果

##### (1) 実習先概要

相談援助実習履修生（調査対象者）の実習先の概要として、設置主体別には社会福祉法人のみ46.8%（52人、N=109）、社会福祉法人及び行政機関26.6%（29人、2か所実習の者）、医療法人17.4%（19人）などであった。実習先のサービス対象者別の状況は、障害者児系28.8%（32人、N=111）、高齢者系21.6%（24人）、病院18.0%（20人）、社会福祉協議会16.2%（18人）、児童系15.3%（17人）となった（2か所実習の者は実習期間が長い方のみを回答）。一方、サービス利用形態別では、訪問・相談機関・病院45.9%（51人、N=111）が最も多く、入所系施設22.5%（25人）、社会福祉協議会16.2%（18人）、通所系施設15.3%（17人）という状況となった。

相談援助実習は、大学（養成校）と実習先の契約に基づき展開されるが、その多くは社会福祉法人であった。実習先概要からは、実習指導者が不在となりやすい領域（行政等）の存在も推測され、対象者を特化しない実習領域（例：病院、社会福祉協議会）と特化しやすい領域（例：高齢者、障害者、児童）も存在している。

## (2) 相談援助実習における体験内容の程度

旧相談援助実習ガイドラインの小項目（学生の到達目標）の中から、実習体験の有無に関する質問項目のみを抽出・整理し、5段階評価形式（「全くできなかった（1点）」、「殆どできなかった（2点）」、「ある程度できた（3点）」、「だいたいできた（4点）」、「十分できた（5点）」）で質問した（点数が大きいほど体験できたとして回答依頼）。表2で示したとおり、最も充実した体験ができた項目は「日誌・ケース記録等の作成・記入」（平均値4.14）となり、次いで「利用者とのかわり」（平均値3.84）、「対象者の客観的な把握」（平均値3.62）の順に続いている。

実習体験において、全体的に「ある程度できた」「だいたいできた」「十分できた」と認識している項目は、質問17、5、8、14、6、9、11の7項目となった（全14項目）。特に日誌作成は、相談援助実習での学生の義務であり、実習指導者に提出することになっているため、最も高い割合を示したと推測される。しかし、その他の平均値3以上の項目をみると、主に利用者との基礎的なコミュニケーション（項目5、8、14、6）に関する実習体験が多くなっており、次いで利用者の課題設定とプランニングという傾向がみられている。つまり、コミュニケーションを中心に、相談援助の展開プロセスにおけるアセスメントとプランニング部分の体験が比較的取り組んでいる。

しかしその一方で、平均値3.0未満の項目も14項目中7項目（質問15、13、12、10、7、16、18）存在し、全質問数の半数項目で充実した体験ができなかったと認識している。特に最も体験できなかったのは項目18の「助成申請書類の作成」（平均値1.46）であるが、項目16の「会議の進行」（平均値1.97）とともに両者とも平均

値2.0未満とかなり低い状況になった。このことから、助成申請書類の作成は、①日常的に実施されるものではないと考えられること、②実習担当者の指導能力の問題、③助成申請書類の記載内容（活動の意義と目的、人員・予算計画等）は、実習生では作成困難なことが背景にあると推測される。また、会議の進行では、事前準備や説明力等が求められることから、実習生が行うことが困難な状況にあると推測される。

この他、平均値が3.0未満の項目（項目15、13、12、10、7）の状況を見ると、まず項目15に関しては、深刻な問題を抱える利用者等との面接を実習生に担当させることは、実習施設の信頼性・責任性にも大きく関わる。特に実習生の不用意な発言は、実習施設に大きな損害を与えることも予見されるため、実習施設側も慎重になっていることが考えられる。加えて、面接に臨むには、利用者理解だけではなく、実習施設のサービスの利用方法、利用内容・料金、定員等の知識、地域の社会資源の知識、各種福祉制度の知識等も求められる。このような理由からも、実習生が面接を担当することは困難を伴いやすいと思われる。しかし、実際に一部の実習施設では、実習生に主体的に面接を担当させ、相談員が同席しながら必要に応じて説明・対応している状況もみられており、このような形態での実習を充実させていく必要性もうかがえる。また、項目13、12、10は、相談援助の基本プロセスに関する項目でもあるが、限られた実習期間の中ではモニタリングや再アセスメントまでは体験困難な状況がうかがえる。さらに、地域とのかわりが低い理由についても今後検証する必要がある。

表2 相談援助実習における体験意識

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
17 (体験13) 日誌・ケース記録等の作成・記入	111	2	5	4.14	.769
5 (体験1) 利用者との関わり	111	2	5	3.84	.890
8 (体験4) 対象者の客観的な把握	111	1	5	3.62	.843
14 (体験10) 利用者等との適切なアイコンタクト	111	1	5	3.44	1.024
6 (体験2) 支援対象のグループメンバーとの関わり	111	1	5	3.29	1.056
9 (体験5) 担当する利用者(特定ケース)が抱える課題設定	111	1	5	3.24	1.089
11 (体験7) 実習施設の支援対象(利用者)に対するプランニング	111	1	5	3.11	1.324
15 (体験11) 面接場面における傾聴・要約・解釈・明確化・促し・沈黙・繰り返し・共感等様々な面接技術の活用	110	1	5	2.95	1.144
13 (体験9) 各種の計画(個別支援計画など)の評価	111	1	5	2.93	1.219
12 (体験8) 実習施設の支援対象(利用者)のモニタリング	111	1	5	2.89	1.238
10 (体験6) 実習場面におけるインテーク体験	109	1	5	2.79	1.299
7 (体験3) 地域住民との関わり	111	1	5	2.47	1.025
16 (体験12) 何らかの会議の進行	110	1	5	1.97	1.177
18 (体験14) 新規事業や現行事業に関する共同募金や財団等への助成申請書類の作成	111	1	5	1.46	.892
有効なケースの数(リストごと)	107				

※質問の選択肢は「全くできなかった」(1点)、「殆どできなかった」(2点)、「ある程度できた」(3点)、「だいたいできた」(4点)、「十分にできた」(5点)。実習先が2か所の29名は3週間実習にて回答依頼。

### (3) 相談援助実習で得られた理解・説明力に関する自己評価

ガイドラインの小項目から、相談援助実習から得られた知識に対する理解・説明力に関する33項目を抽出し、平均値の高い項目から表3で整理した。回答形式は、点数が高いほどに理解・説明力に対する自己評価も高くなるように記載することを付記したうえで、「全くできない(1点)」、「殆どできない(2点)」、「ある程度できる(3点)」、「だいたいできる(4点)」、「十分にできる(5点)」という形式で回答依頼した。結果、質問項目の全33項目のうち、12項目が平均値3.0以上で残り21項目が平均値3.0未満となった。つまり、過半数を大きく超える項目で理解・説明力に対する自己評価が低い傾向にあるといえるため、全体的に実習での理解促

進の方法論を相談援助実習指導者と養成校教員が相互に検討・改善する必要がある。

理解・説明力に関する自己評価結果で最も平均値が高い項目(平均値3.63)は、実習施設の社会福祉士の業務内容に関する理解である。これは、実習指導者が社会福祉士であること、実習そのものの最大の目的が社会福祉士の業務を理解・習得を図ることが背景にあると推測される。また、平均値3.0以上の項目の傾向をみると、会議やイベントの目的・意義の理解、個人情報保護に関する理解、利用者支援に伴う他職種及びチームアプローチの理解、コミュニケーションスキル及び利用者または家族のニーズや課題の理解について、比較的が深まっている状況がうかがえる。

しかしその一方で、平均値3.0未満の項目の傾

表3-1 相談援助実習体験による理解・説明力の自己評価結果(1)

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
39 (説明20) 実習施設の社会福祉士の業務内容の説明	111	1	5	3.63	.924
38 (説明19) 実習施設の個人情報保護・秘密保持の取り組みの説明	111	1	5	3.48	.962
31 (説明12) 実習施設で開催される会議の目的説明	111	1	5	3.45	.902
28 (説明9) コミュニケーション・スキルの説明 (理解)	110	2	5	3.42	.783
21 (説明2) 担当利用者 (特定ケース) のニーズの説明	111	1	5	3.40	.877
29 (説明10) 実習施設のお職種の業務内容と専門性の説明	111	1	5	3.38	.895
30 (説明11) チームアプローチの必要性・方法の具体例を用いた説明	111	1	5	3.27	.934
34 (説明15) 支援例を基に連携が必要な機関・施設の説明 (理由含む)	111	1	5	3.23	.809
23 (説明4) 担当した利用者 (特定ケース) に関する利用者 と 家族の関係の説明	111	1	5	3.23	1.126
48 (説明29) 実習施設が行う行事 (イベント) の意義の説明	111	1	5	3.16	1.032
33 (説明14) 実習施設の関連機関・施設および専門職の役割・業務の説明	111	1	5	3.11	.857
24 (説明5) 担当した利用者 (特定ケース) の家族が抱える問題の説明	111	1	5	3.06	1.081
25 (説明6) 対象 (者) への支援プロセスに関する具体的事例を用いた説明	111	1	5	2.97	.803
26 (説明7) 実習施設の利用者の権利擁護の取り組みの説明	111	1	5	2.96	1.035
22 (説明3) アセスメントのポイント、手順、ツールの説明	108	1	5	2.95	.790
36 (説明17) 実習施設の社福士業務からの価値・倫理判断行為の発見・抽出と説明	111	1	5	2.91	.968
27 (説明8) 実習施設でのエンパワメント実践の抽出と説明	110	1	5	2.88	.896
37 (説明18) 実習施設の倫理的ディレンマの具体例の説明	111	1	5	2.86	1.099
52 (説明33) 実習施設での地域への働きかけを具体的に説明	111	1	5	2.85	1.130
40 (説明21) 実習施設で用いられる文書の種類・用途の説明	110	1	5	2.69	.886
有効なケースの数 (リストごと)	105				

※質問の選択肢は「全くできない」(1点)、「殆どできない」(2点)、「ある程度できる」(3点)、「だいたいできる」(4点)、「十分にできる」(5点)。実習先が2か所の29名は3週間実習にて回答依頼。

向をみると、実習施設の予算・事業計画、決算・事業報告の理解が最も進んでおらず、施設のガバナンスとマネジメント(アドミニストレーション; 運営管理)に関する項目が多く存在している(項目40、20、42、41、44、43)。加えて、実習施設を取り巻く地域の理解・働きかけの方法に関する項目も多く(項目52、46、45、47、50、51、49)なっていることから、実習では理

解しにくい要因を把握・解決していく必要がある。このほか、支援プロセスの理解、エンパワメントや権利擁護の取り組み、アセスメントのポイント・手順・ツール、社会福祉士の価値・倫理判断行為や倫理的ディレンマに関する理解の方法を実習で確立させることが課題である。

表3-2 相談援助実習体験による理解・説明力の自己評価結果(2)

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
46 (説明27) 事前学習も踏まえ、実習施設のある地域(市町村・管轄区域・地区等)の福祉課題、生活課題の列挙	110	1	5	2.67	1.126
20 (説明1) 実習施設の入退所、利用動向等の年間統計の把握と説明	111	1	5	2.61	.833
45 (説明26) 事前学習も踏まえ、実習施設のある地域(市町村・管轄区域・地区等)の人口動態、生活状況、文化・産業等の説明	111	1	5	2.60	1.056
47 (説明28) 実習先の地域にどのようなインフォーマルな社会資源があるかを、その役割も含めての列挙	110	1	5	2.60	1.033
32 (説明13) 会議の運営方法の説明	110	1	5	2.57	.981
35 (説明16) 実習施設における苦情解決の流れの説明	111	1	5	2.32	.964
42 (説明23) 実習施設の意思決定過程(審議の流れ等)、決議機関、委員会の役割等の説明	111	1	5	2.32	.964
50 (説明31) 実習施設が行うべき地域住民を意識した新たな行事・イベントの提案	111	1	5	2.23	.990
41 (説明22) 実習施設の根拠法令の内容・通知に基づく最低基準等の概要の説明	111	1	4	2.22	.836
51 (説明32) 地域・当事者団体に向けた広報誌等の企画・取材・編集の説明	111	1	5	2.10	1.027
44 (説明25) 実習施設の財源問題や財源確保の取り組み・工夫・経営努力の説明	111	1	5	2.06	1.056
49 (説明30) 実習施設が行う行事(イベント)の企画の説明	111	1	5	2.04	.981
43 (説明24) 実習施設の予算・事業計画、決算・事業報告を見ての説明	111	1	5	1.92	.955
有効なケースの数(リストごと)	108				

※質問の選択肢は「全くできない」(1点)、「殆どできない」(2点)、「ある程度できる」(3点)、「だいたいできる」(4点)、「十分にできる」(5点)。実習先が2か所の29名は3週間実習にて回答依頼

#### (4) 相談援助実習を通じた福祉職への就労意識と満足感等

相談援助実習体験後の福祉職就業への不安感について質問したところ、「現時点での就職には不安がある」が86.5% (96人、N=111) となり、「現時点で就職しても不安はない」で6.3% (7人) となった(「わからない」は7.2%)。調査対象者は、2年次にも各種福祉施設等で5日間の見学・体験実習に望んでいるが、福祉職就業への不安感は払拭されていない状況がうかがえた。

実習生が実習施設で得られた知識に対する満足感<sup>13</sup>については、「ほぼ満足」62.4% (N =

111)、「かなり満足」24.3%となり、合計85%以上を占めたものの、先の調査結果からは、旧実習ガイドラインによる習得すべき知識の理解状況として不十分な傾向もみられた。したがって、実習事前指導において、実習生が事前に学ぶべき内容を正しく理解できるように努める必要がある。また、「社会福祉士を目指すうえで、充実した実習体験ができたか」と質問した結果では<sup>14</sup>、「だいたいできた」40.0% (42人、N=105)、「ある程度できた」33.3% (35人)、「十分できた」21.9% (23人) という結果になり、ある程度以上の充実感を感じていた。なお、上

記2つの質問間におけるスピアマンの順位相関係数を検討した結果、有意な相関関係を示した( $r = .503, p < .0001$ )。つまり、実習で得られた知識に対する満足感が高くなるほど、社会福祉士としての実習体験の充実感も高くなりやすいと推測される。

#### IV 相談援助実習の課題

##### (1) 旧相談援助実習ガイドラインと調査結果の課題

相談援助実習後の調査結果から明らかになったことは、援助の対象となる利用者の状況、施設の概況及び社会福祉士の業務内容の理解など、いわゆる「職場実習」「職種実習」は、実習内容として取り組み、実習生自身も理解を深めているが、本来相談援助実習の中心となるべき「ソーシャルワーク実習」の実施において困難な点が多く、実習生の理解・説明力についての自己評価が低いということである。

具体的には、実習の体験内容では、ソーシャルワークのプロセスで考えると、利用者の情報収集やアセスメント、プランニングは実習内容として取り組まれているが、インターク、支援の実行、モニタリング、評価を実習内容として体験している実習生は少ない傾向が見られた。この要因としては、180時間という限られた時間の中では、援助過程の一連のプロセスを体験することが困難であることが想定される。また、面接における面接技術の活用や会議の進行、実習施設・機関が実施するイベントの企画など、実習生が参加・実施可能な機会を特別に設定する必要が出てくるような実習内容については、体験が出来にくいことが明らかになった。

実習で得られた理解・説明力に関する自己

評価については、社会福祉士が直接的に利用者 と係る内容については、理解ができていると自己評価している学生は多く見られたが、間接的に利用者の支援に係ることや実習施設・機関の経営、運営管理等に関しては、理解ができていないことが分かった。このことから実習生の多くは、実習中、自分の目の前にいる利用者に対して関心が集中し、それ以外の社会福祉士の業務や役割について視野を広げることができていないことが推測される。旧実習ガイドラインに示されている獲得・到達すべき水準としての小項目の内容を、実習前の事前学習の段階において学生に意識化させ、どのような視点・視野をもって実習を取り組むべきかを理解させておく必要があると考える。

##### (2) 新相談援助実習ガイドラインと調査結果の課題

新相談援助実習ガイドラインと調査結果を比較すると、調査結果から実習中に体験することが難しかった内容の多くが削除または変更されている。例えば、前項で述べたインタークやモニタリング、評価等は小項目から削除され、アセスメントとプランニングが項目として掲げられている。面接の実施や会議・イベントの進行等も小項目から削除され、実習生自身が実施するのではなく、社会福祉士が行っている業務内容の観察や会議等への同席をすることにより、その中で社会福祉士の専門性やソーシャルワークについて学びを得るように変更されている。さらに、理解度の自己評価が低かった施設・機関の経営や運営管理についての項目もスリム化され、実習中に達成可能な水準に改められていることが明らかになった。

しかし、相談援助実習の最終的な目標は、特

定施設での援助体験をすることではなく、個別の場での体験を通して、将来あらゆる援助実践現場に出ても対応できる通底的・普遍的なソーシャルワーク技術を学び体得することである<sup>15</sup>。新実習ガイドラインでは、スペシフィックなソーシャルワーク実践からジェネリックな視点を習得することが目標として組み込まれている。この目標達成のためには、まずはスペシフィックなソーシャルワーク実践の理解の促進を行うことが重要である。その上で、ジェネリックを意識した実習プログラムの工夫や指導方法の配慮を行う必要があるといえる。

実習生は、将来、必ずしも実習を行った特定種別の施設で就労するとは限らない。そのため、実習中に習得したスペシフィックな体験・知識を、どの分野で働く際にも通用するジェネリックな知識に変えていくような指導を行うことが課題として考えられる。

### (3) 相談援助実習の今後の課題

相談援助実習の今後の課題としては、実践力をもった社会福祉士を養成していくために、いかに養成校と実習施設・機関が連携をし、信頼関係をもって実習体制を構築していくかということが挙げられる。

実習は、実習生、養成校、実習施設・機関、そして利用者の4者関係の中で行われ、最終的に利用者の最善の利益を目標に実施されなければならない。相談援助実習の直接的な指導者は、実習施設・機関の実習指導者ではあるが、養成校の実習担当教員も実習指導者と積極的にコミュニケーションを図り、4者の中で実習を作り上げていくという意識が必要ではないだろうか。特に、実習プログラム作成に対する養成校の積極的な関わりが必要ではないかと考え

る。実習プログラムは、実習施設・機関の指導者が中心となって作成することにはなっているが、養成校が実習プログラムの内容をすべて実習施設・機関に一任しては、効果的な実習を行うことは不可能である。確かに、養成校側としては、実習をお願いしているという立場から意見を出しにくいというところもあるかもしれないが、実習施設・機関の実習指導者も実習指導者講習会を受講しているため、新カリキュラムの目的や実習ガイドラインが掲げている到達水準等は理解しているはずである。養成校実習担当教員と実習指導者は、実習前の打合せや実習巡回訪問等を通して、①「職場実習」「職種実習」「ソーシャルワーク実習」の3段階を踏まえた実習になっているのか、②実習生の理解度と実習内容の乖離はないか、③実習ガイドラインに掲げられている項目で実施困難な内容については、どのような方法を用いるかということなどについて、協議を行っていくことが必要であると考えられる。

また、実習プログラム作成の基礎となる実習計画書の作成のあり方についても改善が必要である。それは、実習施設・機関の指導者が中心となって作成する実習プログラムは、その施設・機関が実習として提供できる内容と実習生が作成した実習計画書を踏まえながら作成されるからである。もちろん、実習計画書は、実習生と養成校、実習施設・機関の三者協議によって作成することになっているが、綿密な三者協議を行った上での実習計画書の作成は、実態として実施できていない傾向がある。さらに、実習計画書は、実習生の学びたいことや関心を中心に作成されているため、3段階実習や実習ガイドラインの内容を網羅したものになっていない計画書も多くみられる。したがって、相談援助実

習指導の中で実習計画書を作成する場合は、3段階実習や実習ガイドラインを網羅するような内容を意識して立案するよう指導を行うことが求められる。

#### (4) 本研究の限界と今後の課題（方向性）

本研究の限界として、研究で用いた調査は、新カリキュラムでの相談援助実習を実施し、2年間で得た結果であった。そのため、調査対象者数が少なく、全体の傾向を見ることしかできなかった。また、調査項目も旧実習ガイドラインを用いて行っているため、新実習ガイドラインに沿った実習内容の実態を把握することはできていない。新実習ガイドラインでは、今回の調査結果で実習の体験や実態を理解の促進ができなかったものとして挙げられた項目の多くが、変更および削除されている。このため、今後実施する新実習ガイドラインに沿った調査では、今回の調査結果よりも実習体験の充実や理解の促進が見られるのではないかと推測している。

最後に今後の研究の方向性としては、調査対象者数を増やし、より信頼性がある実態把握を試みたい。また、①実習先種別による現状と課題、②サービス利用形態からみた現状と課題についても把握したいと考えている。

#### 注

- 1 厚生労働省（2006）「介護福祉士及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」社会保障審議会福祉部会、p24。
- 2 原田奈津子、高島恭子、蒲秀美（2010）「福祉分野における現場実習に関する現状と課題－実習生、養成校、及び実習先（施設・機関）の実習担当職員、利用者間での連帯－」長崎国際大学論業第10巻 p191。

- 3 社団法人日本社会福祉士養成校協会（2009）「介護保険分野における社会福祉士養成実習のモデル構築に関する研究報告書」（平成20年度老人保健事業推進費補助金による事業）社団法人日本社会福祉士養成校協会、p106、p110。
- 4 厚生労働省（2008）「社会福祉士養成課程及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しに関するQ&A」、p2。
- 5 加藤幸雄、小椋喜一郎、柿本誠、笛木俊一、牧洋子編（2010）『相談援助実習 ソーシャルワークを学ぶための実習テキスト』中央法規出版、p11。
- 6 川上富雄（2012）「社会福祉士制度改正後の相談援助実習の課題と展望」『駒澤大学文学部研究紀要』p138。
- 7 文部科学省高等教育局長 清水潔・厚生労働省社会・援護局長 中村秀一（2008）「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認にかかる指針について」pp11-12。
- 8 社団法人日本社会福祉士養成校協会編（2009）『相談援助実習指導・現場実習 教員テキスト』中央法規、p156。
- 9 文部科学省高等教育局長 清水潔・厚生労働省社会・援護局長 中村秀一（2008）「大学等において開講する社会福祉に関する科目の確認にかかる指針について」pp10-11。
- 10 加藤幸雄、小椋喜一郎、柿本誠、笛木俊一、牧洋子編（2010）『相談援助実習 ソーシャルワークを学ぶための実習テキスト』中央法規出版、p41。
- 11 社団法人日本社会福祉士養成校協会（2013）「相談援助実習・実習指導ガイドライン（案）」p2。
- 12 川上賢蔵（2011）「相談援助実習における実習内容に関する一考察」社会関係研究、pp113-114、p125。
- 13 回答形式は「かなり不満足（1点）」、「やや不満足（2点）」、「どちらでもない（3点）」、「ほぼ満足（4点）」、「かなり満足（5点）」である。
- 14 回答形式は「全くできなかった（1点）」、「殆どで

きなかった（2点）、「ある程度できた（3点）」、「だいたいできた（4点）」、「十分できた（5点）」である。

- 15 社団法人日本社会福祉士養成校協会実習委員会  
(2013)「相談援助実習・実習指導ガイドライン（案）  
および評価表（案）」、p1。

### 【参考文献】

- 平山絵美（2007）「福祉を支える人材の質の向上に向けて～社会福祉士及び介護福祉士法改正案～」『立法と調査』No.266、pp40-46 厚生労働委員会調査室。
- 白澤政和（2010）「ソーシャルワーカーとしての社会福祉士の養成教育に求めるものーカリキュラム改正を超えて」『月刊福祉』第93巻第13号、pp12-16。
- 厚生労働省社会・援護局長（2008）「社会福祉士実習指導者講習会実施要領」。
- 厚生労働省（2008）「社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」
- 厚生労働省社会保障審議会福祉部会（2006）「介護福祉士及び社会福祉士制度の在り方に関する意見」。
- 社団法人日本社会福祉士会（2009）「社会福祉士実習指導者テキスト」中央法規出版株式会社。
- 原田奈津子、高島恭子、蒲秀美（2010）「福祉分野における現場実習に関する現状と課題ー実習生、養成校、及び実習先（施設・機関）の実習担当職員、利用者間での連帯ー」『長崎国際大学論業』第10巻 pp187-196。
- 神波幸子、伊藤春樹、佐々木政人（2013）「新カリキュラム導入に伴う社会福祉士実習の変化」『愛知淑徳大学論集ー福祉貢献学部篇』 pp17-33。
- 寺田香、吉田修大、尾形良子（2012）「新カリキュラムにおける相談援助実習の課題～実習指導に係るアンケート調査から～」『人間福祉研究』No.115。pp37-49。